

## 7 人の肖像に関する権利（肖像権）

### 2. 肖像権を侵害すると

プライバシーの侵害と同様、法律で明文化したものは存在せず、刑法などにより刑事上の責任が問われることはありません。しかし、日本国憲法 第13条（※）には、国民の権利が明記されています。肖像権の侵害で他人を訴える場合、この条文が法的根拠として利用されます。

また、民事上では、民法の第709条「不法行為による損害賠償」を根拠として訴えることができます。

※日本国憲法 第13条 幸福追求に対する国民の権利

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

肖像権侵害による民事上の措置

#### ① 差止請求

公表する行為を止める行為（例：Webサイトの画像の削除や書籍の販売中止や回収）

#### ② 損害賠償請求

精神的に受けたダメージに対して慰謝料を求めることもできます